

○東大阪都市清掃施設組合事務局設置条例

昭和40年10月 8 日

東大阪都市清掃施設組合条例第 2 号

改正 昭和42年 2 月 1 日条例第 1 号

昭和50年 7 月 1 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 組合の事務を処理するため、組合に事務局を置く。

(職員)

第 2 条 事務局に局長、次長その他必要な職員を置く。

(事務分掌)

第 3 条 事務局の事務分掌は、管理者が定める。

(職員の身分取扱い)

第 4 条 事務局の職員の任用、職階制、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修、福祉及び利益の保護、その他の身分に関しては東大阪市の規定を準用する。

(職員団体の取扱い)

第 5 条 事務局の職員で構成する職員団体の取扱いに関しては、東大阪市の規定による。

(実施の細目)

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年10月 4 日から適用する。

附 則 (昭和42年 2 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年 7 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。